

## 第2回青少年の保護に関する世界女性議員会議派遣報告

団 長 参議院議員 南野知恵子

同 行 参議院参事 松下 和史

第2回青少年の保護に関する世界女性議員会議は、平成18年6月19日及び20日に、ブルガリア共和国・ソフィアの国立文化宮殿において、55か国の国会議員等約140名の出席を得て開催された。

第1回青少年の保護に関する世界女性議員会議は、平成14年5月に米国・ニューヨークの国連本部で開催された国連子ども特別総会の際の議会人フォーラムのフォローアップを目的として、平成16年10月にイタリア共和国・ローマでイタリア共和国議会の主催により開催され、11項目からなる決議を採択した。

今次会議は、右ローマでの会議のフォローアップを目的として、ブルガリア共和国国民議会の主催により開催されたものである。

会議の詳細については「第2回青少年の保護に関する世界女性議員会議概要」に譲ることとし、本報告書においては、参議院代表団の活動を中心に会議等の概要を報告する。

### 1. 会議の概要

#### (1) 開会式

開会式は6月19日午前で開催され、エヴゲニア・ジフコヴァ・ブルガリア組織委員会委員長（ブルガリア共和国国民議会青少年スポーツ委員会副委員長）により第2回青少年の保護に関する世界女性議員会議の開会が宣言された。

続いて、ゲオルギ・ゲオルギエフ・ピリンスキ・ブルガリア共和国国民議会議長があいさつに立った。

同議長は、今次会議において女性議員が青少年の保護に関する重要かつ効果的な議論を行うことを確信していること、我々は各国の組織、非政府組織及び国際機関による青少年の基本的権利保護に関する活動が最優先課題である旨宣言すべきであること、青少年が直面している危機に関して議会と政府が解決策

を成功裏にかつ効果的に見いだす必要があること等を述べた。

次に、ピエル・フェルディナンド・カジーニ I P U（列国議会同盟）議長からのメッセージをジャン・バティスタ・カンパニョーラ在ブルガリア共和国イタリア共和国特命全権大使が代読した。

同 I P U 議長は、青少年の権利保護は我々に共通する関心事項であり、また義務であること、青少年の保護に関する法律を制定し、右法律の執行状況を監視し、必要な財政支出を認める権限を有している議会が行動を起こす必要があること、青少年の保護及び青少年に対する偏見の撤廃は I P U の最優先課題であること、青少年の保護について大きな力となっている女性議員の政治参画を I P U としても積極的に支援していること等を述べた。

次に、ニギャール・ジェファル・ブルガリア共和国国民議会厚生委員会委員長の司会の下、マリア・プロカチーニ青少年の保護に関する世界女性議員会議調整委員会委員長（イタリア共和国議会下院議員）が、第 1 回青少年の保護に関する世界女性議員会議で採択されたローマ決議の進展状況を報告した。

同委員長は、調整委員会の活動を報告した後、同委員会の構成委員の拡大及びオブザーバーの参加の可能性を示唆するとともに、第 3 回青少年の保護に関する世界女性議員会議の開催を提案した。

次に、ジフコヴァ・ブルガリア共和国国民議会青少年スポーツ委員会副委員長が、ブルガリア共和国の青少年保護施策を紹介した後、各国の議員は青少年問題に真剣に取り組む必要があること、自分たち議員は青少年により良い未来を保障する機会を有する存在であること等を述べた。

最後に、ブルガリア青少年議会代表が歓迎のあいさつを述べた。

## （ 2 ） 第 1 セッション及び第 2 セッション

第 1 セッション及び第 2 セッションは、開会式終了後、6 月 19 日の午前と午後に分けて開催された。両セッションでは、タティアナ・カルカノヴァ・ブルガリア共和国国民議会教育科学委員会副委員長が議事日程及び会議規則を発表した後、同副委員長の司会の下、「健康、教育並びに肉体及び精神の健全な成長に関する青少年の権利のより効果的な保護の確保」を議題として各国代表団からの発言が行われた。

## （ 3 ） 第 3 セッション

第3セッションは、6月19日午後、第2セッションに引き続いて開催された。同セッションでは、ナデーシュダ・ミハイロヴァ欧州評議会議員会議代表の司会の下、「家庭と学校 青少年に対する暴力の防止」を議題として各国代表団からの発言が行われた。

南野知恵子参議院代表団団長は、本セッションにおいて発言を行った。

同団長は、まず、我が国において、核家族化・少子化の進行、情報化、国際化、価値観の多様化などにより、青少年を取り巻く環境を含めて社会が大きく変化する中で、青少年が健やかに成長し、社会で活躍できるよう、家庭・学校・地域など社会が一体となり、その健全育成を図ることが最重要課題の一つとなっている旨述べた。

次に、青少年の権利保護に関して平成12年の「児童虐待の防止等に関する法律」の制定、平成15年の「児童虐待の防止に関する決議」の可決、平成16年の「児童虐待の防止等に関する法律」の改正など、我が国国会における権利の効果的な保護に向けた継続的かつ多様な取組の展開を紹介した。これに加えて、夫婦間の暴力それ自身が子どもへの虐待であるとの観点から、家庭内における暴力を防止するとともに被害者を保護するため、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定したことに言及した。

続いて、子供たちはその家庭の宝物であると同時に、地域の、社会の、国の、そして地球の宝物であり、どこの国に生まれても、どこの国で生活しても、心身とも健康にはぐくまれる権利を有している旨述べるとともに、家族のきずな、世代間のきずなを大切にし、「強めよう愛のきずな、支え合おう健康な暮らし」をモットーとして、青少年の保護に取り組んでいる旨述べた。

また、児童虐待、人身取引、労働、性的搾取、武力紛争への参加など青少年の権利の効果的な実現を阻む多くの障害がまだ存在していることから、青少年の権利の実現を図るべく、各国議会の女性議員が連携して努力を続けることは重要かつ有意義であること、そのためにも世界女性議員会議は継続して実施していくべきである旨述べた。

最後に、世界女性議員会議の活動の発展を祈念するとともに、我が国国会と

して、青少年の権利保護のための取組を力強く継続していく旨述べて発言を終了した。

#### (4) 第4セッション

第4セッションは、6月20日午前に開催された。同セッションでは、エカテリーナ・ミハイロヴァ・ブルガリア共和国国民議会副議長の司会の下、「青少年保護における国家と市民社会の協力」を議題として各国代表団からの発言が行われた。

#### (5) 第2回青少年の保護に関する世界女性議員会議決議の討議及び採択

6月20日午前、第4セッションに引き続き、青少年の保護に関する世界女性議員会議調整委員会委員の司会の下、アナスタシア・モゼル・ブルガリア共和国国民議会副議長が第2回青少年の保護に関する世界女性議員会議の決議案を読み上げた後、右決議案に関する討議が行われた。その結果、右決議案は全会一致をもって採択された。

右決議の内容は以下のとおり。

#### 「第2回青少年の保護に関する世界女性議員会議決議」

2004年のローマでの最終宣言に従い、国際会議の場でなされたコミットメントの履行状況を精査するため、2006年6月19日及び20日にソフィアで開催された第2回青少年の保護に関する世界女性議員会議において、

ブルガリア組織委員会及び同国の女性議員に対し、今次会議の主催及び歓迎への謝意を表し、

我々は、次のとおり宣言する。

- A. 第1回青少年の保護に関する世界女性議員会議の最終宣言は、青少年の生活の質及び環境を改善するために我々が協働する機会を創設し、
- B. 異なる文化と経験の結合は、青少年の権利保障を目的とした議会活動における国家間協力の促進に極めて重要であり、
- C. 青少年の主要な利益の保護のために女性議員の政治的役割を強化することは、右権利保護に係る重点事項の設定と、政策策定のための重要な要素であり、
- D. 青少年の主要な問題の解決に向けた国家間パートナーシップ促進における女性議員の責任と役割は、共通の決意に到達するための強固な原動力かつ

要素であり、

- E . I P Uの原則、目的及び政策は、最善の利益を享受するという青少年の権利を促進し、保護するための我々のコミットメントと活動を導くものであり、
- F . 子どもの権利条約の原則と、人類の恒久平和と協力という環境の下での将来世代の生活の保障という原則が、我々の決意の基礎をなしている。

2004年のローマにおける最終宣言の第11項の文脈において、また2006年のソフィアにおける第2回世界女性議員会議の主要議題、すなわち青少年の精神的、肉体的幸福及び健康、教育に係る権利の保護政策の促進に基づき、以下のとおり決議する。

- 1 . 青少年の権利保護分野において総合的、不可逆的成果を達成するための最善の方針の下に、女性議員間の協力を継続すること。この協力を継続するという目的をもって、以下のとおり決議する。
  - a 今次会議期間中に世界女性議員会議調整委員会の構成を、各大陸からの2名の女性議員、I P U女性議員会議調整委員会委員長及び主催国の代表者とするよう変更し、発表すること。
  - b 主催国が調整委員会事務局の指揮監督の責任を負うものとする原則を確立すること。
  - c 他の女性議員も調整委員会の会合にオブザーバーとして参加する可能性を確保すること。
- 2 . 世界女性議員会議及び関係機関が、当該会議への代表国を通じて、女性と母親の権利、青少年と家族の保護に関して監視を行うこと。
- 3 . 青少年の生活の環境及び質を改善し、彼らが健康、教育及び適切な社会的地位を得る機会を保障するために、右分野に関する援助希望国への財政援助プログラム協力についての監視と支援を行うことで、我々の協力関係を促進させること。
- 4 . 平和を守るためのあらゆる国内的、国際的な取組を支援すること、並びにとりわけ町村部において、武力紛争が青少年にもたらす結末を未然に防ぐために、居住地域を人類の生命及び未来の避難場所という地位が付与された保護地域として扱うよう国連に対して提議すること。

5. 児童及び青少年への薬物の供与の禁止、経済発展によってもたらされる環境上の悪影響からの保護、軍事又は産業に起因する有害物質からの保護並びに疾病及びウイルス性重疾患からの効果的な健康保護のため、また、児童及び女性の人身売買と闘い並びに危険にさらされている児童を保護する措置を講ずるため、子どもの権利条約加盟諸国が、効果的な立法措置を実施することにより、共同の防衛線を構築すること。
6. 関連法規の制定を支援することによって、性的虐待及びとりわけインターネット上で流通する児童ポルノに関する取引から青少年を保護すること。
7. 女子割礼を禁止すること。

右諸規定に賛同かつ結集し、それらの重要性を正しく理解し、しかしそれらの達成に困難が伴うことに留意し、右諸規定を遵守する責任を自覚し及び人類人類の未来は児童及び青少年そのものである を保護することの重要性を理解し、また、平和の維持及び諸国民間の協力と代表民主性の確立における I P U 及び国連の役割に期待し、我々は、この決議を採択する。

#### (6) 第3回青少年の保護に関する世界女性議員会議のための調整委員会の設置

採択された決議に基づき、世界女性議員会議調整委員会は、第3回青少年の保護に関する世界女性議員会議をヨルダン・ハシェミット王国で開催することを宣言した後、右会議開催のための組織委員会の委員を発表した。右委員は、第1回及び第2回会議を主催したイタリア共和国、ブルガリア共和国から1名、第3回会議を主催するヨルダン・ハシェミット王国から1名(アジア代表を兼務)、I P U 女性議員会議調整委員会委員長を務めるウルグアイ東方共和国から1名、アジア代表としてインドから1名、ヨーロッパ代表としてノルウェー王国、ドイツ連邦共和国から各1名、アフリカ代表としてモロッコ王国、ナミビア共和国から各1名が選出された。また、我が国は、トルコ共和国及びロシア連邦と共にオブザーバー国に選出された。

#### 2. 表敬訪問等

南野団長は、6月19日にゲオルギ・ゲオルギエフ・ピリンスキ・ブルガリア共和国国民議会議長を、6月21日にボイコ・ステファノフ・ヴェリコフ・ブルガリア日本友好議員連盟会長及びマリア・イヴァノヴァ・アンゲリエヴァ

= コレヴァ同副会長並びにエミリア・マスラロヴァ・ブルガリア共和国労働社会政策大臣を、それぞれ表敬訪問した。

また、会議期間中に大韓民国国会議員、フィリピン議会下院議員と、各国における女性議員の進出状況、女性議員の政治的役割等について意見交換を行った。

### 3. 終わりに

本代表団は、いずれの国においても最重要課題の一つである青少年の保護に関する各国の取組について知見を深め、各国代表団と積極的に意見交換を行うとともに、ヨルダン・ハシェミット王国で開催される第3回青少年の保護に関する世界女性議員会議のための調整委員会のオブザーバー国に選出されるなどの成果を収めた。

最後に、今次会議において、ゲオルギ・ゲオルギエフ・ピリンスキ・ブルガリア共和国国民議会議長を始め多くのブルガリア共和国関係者から賜った御厚情に対し、深く感謝の意を表するとともに、多大な御協力を頂いた在ブルガリア大使館関係者等に心からお礼を申し上げ、本報告を終える。